

会計業務について

2017年11月30日～12月1日

全電通会館ホール

支部協等の会計処理については、2007年11月26日から27日にかけて開催されました支部協代表者会議で、一般会計の収入、支出と特別会計の収入と支出について意思統一されました。

その後、現役の組織改革に伴い一般会計の収入の中の組織交付金が無くなり、また、生協法改正に伴う加入促進方法が変化する中、特別会計収入の加入促進等の郵送料も無くなり、この間、会計業務については、今日に至るまで論議はされてきませんでした。

しかし、全国総会の論議を受け、各支部協の自主性を尊重しつつ以下のように意識あわせを行ないます。

(1) 一般会計について

収入について、①会費②中央協交付金③必要によって特別会計からの繰入れ金④利息等。

支出について、支部協等で企画・立案する諸行動。(総会、レク、サークル活動への補助、支部協幹事会費、交通費など)

(2) 特別会計について

収入について、①生協の事務扱い手数料、きらら協力費、ライフアシスト誌郵送料②臨時的な取組に要する受入れ費用③その他一般会計になじまない費用等

支出について、特別会計に送金されたものに伴う行動に関わる諸費用。

(3) 各種資料、証拠書類等の保存期間

支部協における一般会計、特別会計に関する報告書および証拠書類の保存期間は、現役に準じ7年間とする。

地区協等の会計に関する報告書および証拠書類(通帳)の保存期間は、支部協に一任する。

(4) 実施時期

2018年度より

以上